

平成 21 年 5 月 1 日

各 位

日 本 貸 金 業 協 会  
会 長 小 杉 俊 二  
問 合 先 企 画 調 査 部 広 報 CSR 課  
電 話 番 号 03-5739-3013  
FAX 番 号 03-5739-3027

## 「改正貸金業法」広報活動に対する消費者の問い合わせ状況

### 借入総額が年収の3分の1までに制限される総量規制がトップ

日本貸金業協会（以下：協会）は、来年6月18日までに完全施行される改正貸金業法第4条施行（完全施行）の内容について、法施行時に資金需要者等が困惑することのないよう資金需要者等への影響が想定される主な法改正内容について、事前の広報活動を開始いたしました。

今般、第1弾として展開しました、3月30日～4月6日にかけてのスポーツ紙4紙、ブロック紙・地方紙50紙、全国紙2紙への広告出稿の実施状況は下記のとおりでした。

記

#### 1. 広告掲載への反響

集計期間：3月30日～4月20日

(1) 協会「改正貸金業法専用ホームページ」の閲覧者数：5,075（閲覧項数 8,723p.v）

(2) 協会相談センターへの電話による相談受付人数：359人（相談件数 574件）

#### 2. 反響の内訳

(1) 改正貸金業法専用ホームページの閲覧の内訳

	期間計 (3/30～4/20)		
	閲覧者数	構成比%	閲覧頁数
★トップページ（動画閲覧）	5,075	100.0	8,723
★まもなく貸金業法が改正されます	5,044	99.4	12,568
■改正貸金業法概要	3,766	74.2	5,869
■利用者にとってここが変わる			
●総量規制			
・総量規制とは	4,065	80.1	7,316
・総量規制の例示	963	19.0	1,595
・証明書類	972	19.2	1,490
●個人事業主の借入れ	792	15.6	1,306
●指定信用情報機関制度	1,176	23.2	1,796
●上限金利の引き下げ	965	19.0	1,466
●特例の廃止	912	18.0	1,287
★サイトマップ	132	2.6	251

## (2) 電話による相談の内訳

(n=359/ \*1人の相談者が複数の相談をしているケースがあり、n値とは一致しない)

媒体分類	相談受付数		相談内容件数		1_法改正の目的		2_総量規制		3_書類の提出		4_配偶者貸付け		5_指定信用情報機関		6_上限金利		7_事業者貸付		8_業者・協会		9_その他	
	構成比%		構成比%		構成比%		構成比%		構成比%		構成比%		構成比%		構成比%		構成比%		構成比%		構成比%	
全国紙	72	20.1	122	21.3	34	22.2	50	24.5	6	27.3	7	18.4		0.0		0.0	1	50.0	3	15.8	21	17.2
ブロック紙	65	18.1	107	18.6	32	20.9	32	15.7	4	18.2	10	26.3		0.0	2	16.7	1	50.0	3	15.8	23	18.9
地方紙	144	40.1	238	41.5	61	39.9	83	40.7	9	40.9	20	52.6	2	100.0	5	41.7		0.0	9	47.4	49	40.2
スポーツ紙	68	18.9	94	16.4	24	15.7	37	18.1	3	13.6	1	2.6		0.0	5	41.7		0.0	3	15.8	21	17.2
新聞名不明	10	2.8	13	2.3	2	1.3	2	1.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	1	5.3	8	6.6
合計	359	100.0	574	100.0	153	100.0	204	100.0	22	100.0	38	100.0	2	100.0	12	100.0	2	100.0	19	100.0	122	100.0

## 3. 電話による相談の事例（多く寄せられた質問例）

相談分類	相談内容
1. 法改正の目的	・総量規制や収入を証明する書類の提出等は、いつから始まるのですか？（施行時期に関する質問）
2. 総量規制	・現在、年収の3分の1を超える借入れがありますが、どうなるのですか？ （既に年収の3分の1を超える借入れのある方の相談） ・銀行や信用金庫からの借入れも総量規制の対象となるのですか？ ・クレジットカードのショッピングも総量規制の対象となるのですか？ ・住宅ローン、車のローンも総量規制の対象となるのですか？ （総量規制の対象に関する質問）
3. 書類の提出	・収入証明書を提出しないとどうなるのですか？
4. 配偶者貸付け	・専業主婦は借入れができなくなるのですか？ ・夫に内緒の借入れはどうなるのですか？
5. 指定信用情報機関	・自分の信用情報を確認したいが教えてくれるのですか？
6. 上限金利の引下げ	・上限金利の引下げはいつから始まるのですか？ ・金利が下がる前に契約している金利はどうなるのですか？

## 4. 新聞広告概要

【出稿日】3月30日、4月1日・3日・6日の4日に分けて出稿

【出稿紙等】スポーツ紙（4紙）、ブロック紙・地方紙（50紙）・・5段モノクロ広告  
全国紙（2紙）・・半5段モノクロ広告

【主な広報内容】■借入総額が年収の3分の1までに制限されること（総量規制）。

■収入を明らかにする書面の提出が必要になること（返済能力調査・総量規制）。

■専業主婦は借入れ時に配偶者の同意等が必要になること(例外の貸付け)など。

<掲載した新聞広告イメージ(5段)>

**貸金業法の改正により**

**いま、ローン・キャッシング※をご契約の皆さまへ。ご注意ください。**

**お借入れのルールが変わります。**

※消費者金融会社、事業者金融会社、クレジットカード会社、信販会社などのノンバンク業態におけるローン・キャッシングが対象です。

**まもなく** (来月6月までに法律が施行されます)

**借入総額が、年収の3分の1までに制限されます。(総量規制)**

<例>年収300万円の場合、借入額の上限は、100万円となります。  
(複数社から借入れがある場合はすべて合計)  
①既、住宅ローン、マイカーローン等が加えられるもの、  
緊急融資、事業性資金等別枠となるものがあります。

**●年収等の3分の1を超える借入れがある場合は、利用限度額が減額されたり、新たな借入れが制限されます。**

(例外、別の借入れは除く)  
(借入額が年収等の3分の1以下になるまで、返済だけの利用となります)

**借入額等により、書類のご提出が必要となります。**

**●一つの業者からご利用限度額が50万円を超える場合、または他社も含めた総借入残高が100万円を超える場合は、収入を明らかにする書類のご提出が必要になります。ご提出いただけない場合は、借入れが制限されます。**

**●専業主婦(夫)の方は、配偶者の同意・住民票などの証明書類のご提出が必要となります。さらに専業主婦(夫)の方の借入総額は、配偶者の借入れと合計して、ご本人と配偶者の年収の合計の3分の1を超えない範囲内に制限されます。**

※ 源泉徴収票・給与の支払明細書・確定申告書などの書類

**いままでは**  
(日本貸金業協会の自主ルールです)  
・月々の返済額が月収の3分の1または年収の3分の1を超える貸付けを禁止するよう努めています。  
・一つの業者からの借入残高が50万円を超える場合、または他社も含めた総借入残高が100万円を超える場合は、収入を明らかにする書類※をご提出いただくよう努めています。

**日本貸金業協会**  
日本貸金業協会は、貸付業の健全な発展を目的として1952年に設立された非営利の団体です。全国に貸付業者の代表者からなる常任役員会と専任職員を擁する本部を設けています。

**詳しい法改正内容は、協会ホームページでご確認ください。**

**日本貸金業協会**  
●法改正内容専用ホームページ  
[www.0570-051-051.jp](http://www.0570-051-051.jp)

【返済が困難】などの相談や苦情の問い合わせ先  
日本貸金業協会相談センター  
受付時間(00-1730) (注：日・祝日・年末年始を除く)

**☎0570-051-051**

## 5. 法改正内容専用ホームページの開設

協会ホームページ内に「法改正内容専用ホームページ」を開設し、新聞広告から専用ホームページへの誘導を図り、専用ホームページではナレーターによるフラッシュコンテンツを利用し、法改正内容について、一段と分かりやすく詳細を解説しています。

【法改正内容専用ホームページ】 [www.0570-051-051.jp](http://www.0570-051-051.jp)

【日本貸金業協会ホームページ】 [www.j-fsa.or.jp](http://www.j-fsa.or.jp)

日本貸金業協会は、法施行時に資金需要者等が困惑することのないよう、本広報活動を本年度の重点課題として、更に幅広いメディアを活用し展開していく予定です。

以 上